

第 13 章 日本

ア. 法体系

日本においては、日本国憲法の下、国会が定める法律により、国民の権利及び義務等が定められている。都道府県、市町村等の地方公共団体は、法令の範囲内で条例を制定できる¹。

どのような行為が処罰されるかについては、一部、地方公共団体が定める条例において規定されているものもあるが、基本的には法律で定められている。また、刑事手続についても、法律で定められている。

裁判所については、最高裁判所のほか、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所が存在する²。制度は、原則として三審制が採られている。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

我が国においては、刑法その他の法令において、暴行、傷害等の罪について規定されており、これらの規定は配偶者からの行為に対しても適用される。配偶者からの暴力の処罰について特別に定めた法律は存在しない。

平成 13 年（2001 年）4 月には、配偶者暴力相談支援センターや保護命令について規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という）が成立し、同年 10 月（一部は平成 14 年【2002 年】4 月）から施行されている。平成 16 年（2004 年）、平成 19 年（2007 年）に同法は一部改正された。

刑事手続については、刑事訴訟法で規定されている。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

配偶者暴力防止法においては、「配偶者からの暴力」は、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」と総称する）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むと規定されている³。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含んでいる⁴。

配偶者からの暴力に該当する主な犯罪行為及び法定刑は以下のとおりである。

¹ 地方自治法第 14 条第 1 項

² 裁判所法第 2 条

³ 配偶者暴力防止法第 1 条第 1 項

⁴ 同上、第 1 条第 3 項

○強姦

- ・暴行又は脅迫を用いて 13 歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3 年以上の有期懲役に処する。13 歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする⁵。

○殺人

- ・人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する⁶。

○傷害

- ・人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する⁷。

○暴行

- ・暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する⁸。

○脅迫

- ・生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、同様とする⁹。

エ. 加害者に対する命令

被害者が、すでに配偶者から身体に対する暴力を受けていた場合には更なる身体に対する暴力により、又配偶者から生命等に対する脅迫を受けた者である場合には配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、以下の命令（「保護命令」という。）を命ずるものとする¹⁰。

保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる¹¹。

1 被害者への接近禁止命令

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して 6 か月間、被害者の住居（5 の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの。

⁵ 刑法第 177 条

⁶ 同上、第 199 条

⁷ 同上、第 204 条

⁸ 同上、第 208 条

⁹ 同上、第 222 条

¹⁰ 配偶者暴力防止法第 10 条

¹¹ 配偶者暴力防止法第 29 条

2 被害者への電話等禁止命令

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの。

- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 被害者の同居する子への接近禁止命令

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、子の住居（配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるもの。

被害者からの申立てにより、被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認める場合に、被害者への接近禁止命令と同時に又はその発令後に発令される。

4 被害者の親族等への接近禁止命令

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している未成年の子及び配偶者と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居（配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先そ

の他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの。

被害者からの申立てにより、被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認める場合に、被害者への接近禁止命令と同時に又はその発令後に発令される。

5 退去命令

配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの。

オ. 司法手続

1 捜査

警察官その他の司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査する¹²。検察官も、必要と認めれば自ら犯罪を捜査することができる¹³。検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査を行う¹⁴。検察官と警察官等とは捜査に関し、互いに協力することとなっている¹⁵。

2 逮捕

警察官その他の司法警察職員、検察官、検察事務官（以下「警察官等」という。）は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる¹⁶。

逮捕状は、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）が裁判官に対し請求する。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは逮捕状を発するが、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡するおそれがなく、かつ罪証を隠滅するおそれがないなど、明らかに逮捕の必要性がないと認めるときは、逮捕の理由があると認める場合においても、逮捕状の請求を却下しなければならない¹⁷。

ただし、緊急逮捕¹⁸、現行犯逮捕¹⁹については、この限りではない。

¹² 刑事訴訟法第189条

¹³ 同上、第191条第1項

¹⁴ 同上、第191条第2項

¹⁵ 同上、第192条

¹⁶ 同上、第199条第1項

¹⁷ 同上、第199条第2項、刑事訴訟規則第143条の3

¹⁸ 警察官等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪を犯したことを疑う

3 勾留

司法警察職員が逮捕した被疑者は、法律上の時間制限内に検察官に送致され、検察事務官が逮捕した被疑者は、検察官に引致される²⁰。自ら逮捕した場合を含め、検察官は、被疑者留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは、法律上の時間制限内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない（検察官は勾留請求せずにこの時間制限内に起訴することもある）²¹。裁判官は、被疑者に事件を告げこれに対する陳述を聴いた上、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があり、かつ、被疑者が、定まった住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、又は逃亡し若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときには、被疑者を勾留することができる²²。勾留期間は、原則として10日間であるが、やむをえない事由があるときは、裁判官は検察官の請求によりさらに10日間まで延長することができる²³。

4 起訴

検察官は、逮捕・勾留中の被疑者については、上記のような時間の制限内に所要の捜査をして、被疑者を起訴する²⁴か否かを決することになる。検察官は、起訴が可能であっても、犯罪の軽重、情状等を考慮して起訴を必要としないときは、起訴しないことができる²⁵。この期間内に起訴しない場合は、被疑者を釈放しなければならない²⁶。また、逮捕・勾留されていない、いわゆる在宅の被疑者の事件については、司法警察員は、所要の捜査等の後、検察官のもとに送致・送付が行われ²⁷、検察官は、さらに所要の捜査を遂げて、起訴するか否かを決することになる。

に足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求められないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに逮捕状を求めなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない（刑事訴訟法第210条）。

この規定によると、殺人や傷害は緊急逮捕が可能であるが、暴行については、緊急逮捕を行うことはできない。

¹⁹ 以下の者は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる（刑事訴訟法第212条、第213条）。

○現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者

○次の一に当たる者が、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる場合

- ・犯人として追呼されているとき
- ・贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる凶器その他の物を所持しているとき
- ・身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき
- ・誰何されて逃走しようとするとき

²⁰ 刑事訴訟法第203条、第202条

²¹ 同上、第204条、第205条

²² 同上、第207条、第60条、第61条

²³ 同上、第208条

²⁴ 同上、第247条

²⁵ 同上、第248条

²⁶ 同上、第205条第4項、第208条第1項

²⁷ 同上、第242条、第246条

5 裁判

被疑者が起訴された場合には、裁判所により公判が行われ、その結果、判決が言い渡される。

3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金の言渡しについては、執行猶予（状況により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予すること）が言い渡される場合もある²⁸。執行が猶予される場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる²⁹。

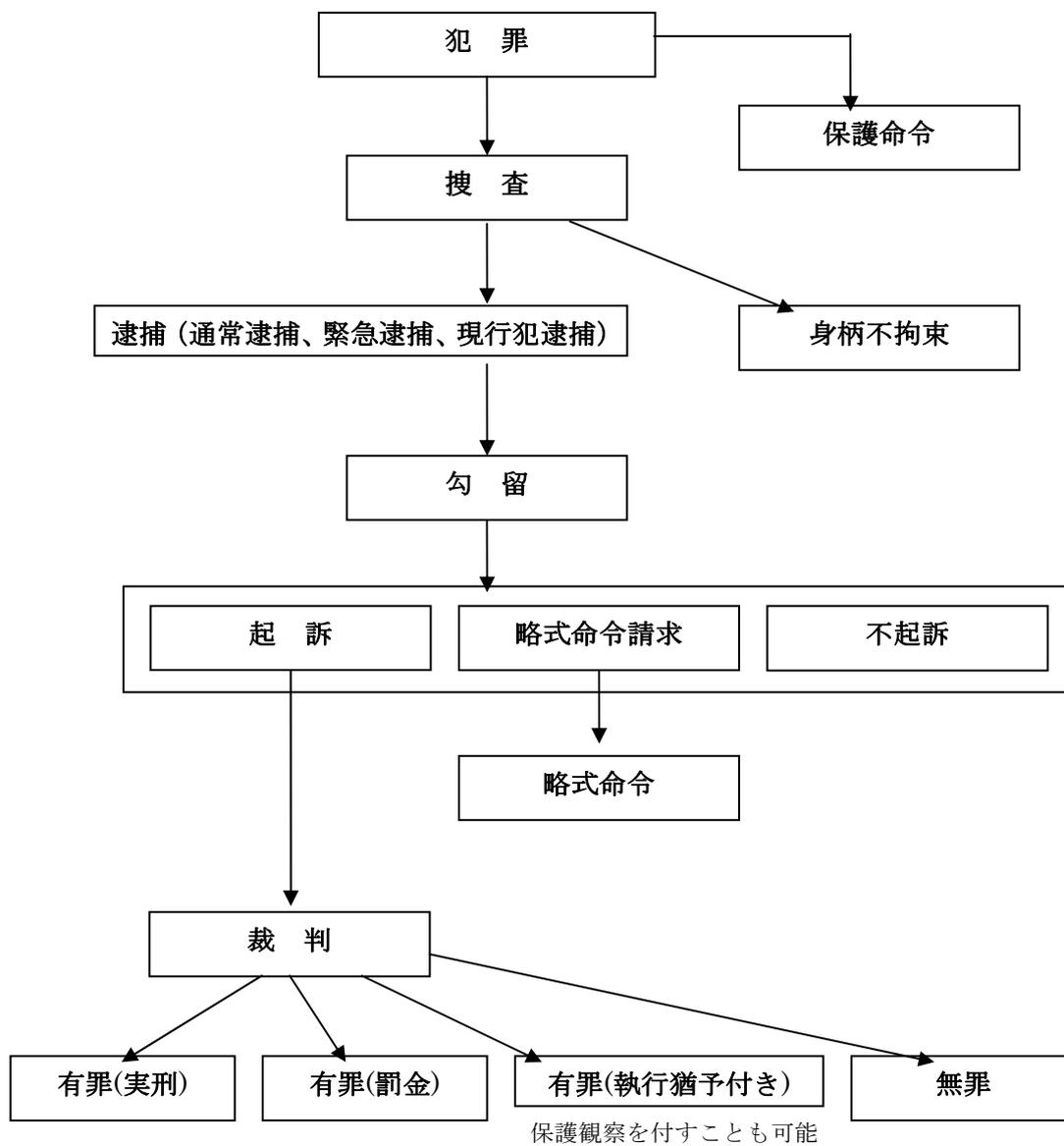
なお、50万円以下の罰金又は科料を科すような事件については、検察官の請求により、公判前に書面審理のみにより刑を言い渡す略式手続を採ることができる³⁰。

²⁸ 刑法第25条、刑事訴訟法第333条第2項

²⁹ 刑法第25条の2

³⁰ 刑事訴訟法第461条

(参考) 我が国における司法手続の流れ



カ. 司法手続等における加害者更生の位置付け

1 公的機関の取組

(1) 内閣府における調査研究

内閣府では、配偶者暴力防止法第 25 条の規定に基づき、平成 14 年（2002 年）度より、加害者更生のための調査研究を推進し、平成 16 年（2004 年）度には、地方公共団体の協力を得て、加害者更生プログラムの試行的な実施を含む調査研究を行った。平成 17 年（2005 年）度には、これらの結果等を踏まえ、有識者からなる「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会」において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討した結果を取りまとめた³¹。

また、平成 17 年（2005 年）8 月の調査結果によると、平成 16 年（2004 年）度に加害者更生のための調査研究を行っている地方公共団体は 5 都府県であり、2 府市では男性のための講座を実施している³²。

(2) 受刑者に対する指導

現在、刑務所等の刑事施設においては、配偶者からの暴力の加害者に対する特別な指導は行っていないが、これに関連する指導として、法務省では平成 17 年（2005 年）に有識者 8 名からなる性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げ、性犯罪者の効果的な処遇を実施するための科学的・体系的な再犯防止プログラムの策定を目指した³³。

少年刑務所 2 施設を推進基盤施設とし、重点実施施設を 8 庁、一般実施施設を 10 庁指定し、推進基盤施設と重点実施施設には、教官及び心理技官を増員し、民間カウンセラーの配置を求めた³⁴。

(3) 保護観察対象者に対する指導

上記処遇プログラムにおいて、保護観察所におけるプログラムは仮釈放中及び保護観察付執行猶予中の全男性犯罪者に対して実施された。このときの、「性犯罪者」とは、罪名にかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者すべてである³⁵。

このプログラムは、全国の保護観察所において保護観察官により実施される。認知行動療法の理論に基づく「コア・プログラム」を中核として、「コア・プログラム」の開始前の「導入プログラム」、性犯罪者の生活実態把握と指導を行う「指導強化プログラム」、性犯罪者の家族をサポートする「家族プログラム」から構成されている³⁶。

³¹ 内閣府 2006:8、19 ページ

³² 同上:55 ページ

³³ 法務省 2006:11 ページ

³⁴ 同上:13 ページ

³⁵ 同上:21 ページ

³⁶ 同上:21 ページ

保護観察処遇においては、対象者の問題性その他の特性にみられる共通性に着目し、その問題性等に焦点を当てた類型別処遇を実施しているが、この類型の一つに、配偶者からの暴力の加害者としての問題を加え、この種の対象者に対する保護観察処遇の一層の充実化に取り組んでいる。

2 民間団体の取組

『配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書』によると、平成 17 年(2005 年) 8 月時点で、都道府県・政令指定都市で把握している加害者更生プログラムを実施している民間団体は、全国で 6 団体となっている³⁷。

参考文献

- 内閣府男女共同参画局 平成 15 年(2003 年) 4 月 『配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究』
- 内閣府 配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会 平成 18 年(2006 年) 6 月 『配偶者からの暴力の加害者更生に関する討論委員会報告書』
- 法務省 平成 18 年(2006 年) 3 月 『性犯罪者処遇プログラム研究会報告書』
<http://www.moj.go.jp/PRESS/060331-1.pdf> (2008 年 3 月 27 日アクセス)
- 「刑法」(明治 40 年【1907 年】4 月 24 日法律第 45 号) 最終改正：平成 19 年(2007 年) 5 月 23 日法律第 54 号
- 「刑事訴訟規則」(昭和 23 年【1948 年】12 月 1 日最高裁判所規則第 32 号) 最終改正：平成 19 年(2007 年) 12 月 7 日同第 15 号
- 「刑事訴訟法」(昭和 23 年【1948 年】7 月 10 日法律第 131 号) 最終改正：平成 19 年(2007 年) 6 月 27 日法律第 95 号
- 「裁判所法」(昭和 22 年【1947 年】4 月 16 日法律第 59 号) 最終改正：平成 18 年(2006 年) 5 月 8 日法律第 36 号
- 「地方自治法」(昭和 22 年【1947 年】4 月 17 日法律第 67 号) 最終改正：平成 19 年(2007 年) 12 月 28 日法律第 135 号
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年【2001 年】4 月 13 日法律第 31 号) 最終改正：平成 19 年(2007 年) 7 月 11 日法律第 113 号
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成 20 年【2008 年】1 月 11 日) 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号

³⁷ 内閣府 2006:55 ページ